

公益社団法人本宮市シルバー人材センター適正就業基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人本宮市シルバー人材センター会員就業規則に基づき、会員に公平な就業機会を提供するために適正就業に関する事項を定めることを目的とする。

(就業の原則)

第2条 センターは、会員の就業が公平かつ適正円滑に行われるよう、次に定める事項に関し会員に周知徹底しなければならない。

- 2 会員は、就業規則及びこの基準を遵守して就業しなければならない。
- 3 センターは、会員の希望・能力に応じて公平かつ適正な就業機会の提供に努めなければならない。
- 4 会員は、共働・共助の理念の基に、特定の会員のみが継続的に就業することなく、多くの会員が就業の機会を得られるよう、グループ就業やローテーション就業とするなど、仕事の分かち合いに努めなければならない。
- 5 会員は、自己都合により就業を辞退する場合は、1カ月前にセンターに申出なければならない。

(就業日数)

第3条 会員の月当たりの就業日数は、おおむね10日以内とし交替制とする。ただし、短期の季節就労による職種は除くものとする。

(就業期限等)

第4条 長期(年間)契約に定められた就業期間は、1年とする。

ただし、契約更新による継続的な就業期間は、原則として2年とする。

- 2 会員が軽易な業務に継続的に就業する場合であって、適正就業委員会(以下「委員会」という。)が審査し、妥当と認めたときは、1項の2年に加えさらに2年延長することができる。
- 3 就業期間及び就業期限の起算日は、当初の契約による就業が開始された日とする。

(就業制限)

第5条 就業制限は、就業職種により次のとおりとする。ただし、就業制限以内であっても会員の個人的健康と身体的能力の低下などの安全確保上及び就業トラブル等がある場合は、就業を終了することが出来るものとする。

(1) 就業年齢の原則70歳までの作業
ア 技術（自動車運転・人員輸送等）、

(2) 就業年齢の原則75歳までの作業
ア 外交折衝（配達等）

（就業開始の手続）

第6条 センターは、長期契約業務に就業開始する予定会員に対し、事前にこの基準を説明し、会員の合意の上就業開始を決定する。この場合、当会員は「同意書」を提出しなければならない

（就業期間終了の手続き）

第7条 就業期間が終了する会員には、「就業期間終了通知」を事前に通知する。

（年度途中の就業期限）

第8条 就業終了する日が年度途中である場合は、就業終了する日に属する年度末をもって当該就業は終了する。

（就業期限の交替取扱い）

第9条 就業期限による交替は、事務所の掲示版等で周知をし、就業希望の申し込みを募る。ただし、職種グループがある場合は、グループ内で調整することが出来る。

2 前項により就業が終了した会員は、他の就業先に替わることができる。

3 第1項により応募した会員の「就業希望」については、委員会において就業の可否を判断し、理事長に報告する。

（その他）

第10条 この基準の施行について必要事項は、理事会に諮り理事長が別に定める。

附 則

この規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

第7条関係

就 業 期 間 終 了 通 知

年 月 日

会員番号 _____

氏 名 _____

公益社団法人本宮市シルバー人材センター
理事長

Ⓜ

就業の期限等に関する基準第7条に基づき、次のとおり就業期間が終了するため通知します。

就業先名	
終業期間終了日	年 月 日
備 考	

第9条関係

就 業 希 望 申 込 書

年 月 日

公益社団法人本宮市シルバー人材センター
理事長 様

会員番号 _____

氏 _____ 名

㊞

年 月 日付、募集の就業について、希望いたします。

希 望 職 種 名	

受付月日	年 月 日
委員会判定	可 ・ 否
承認月日	年 月 日
備 考	

